
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 524 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 524 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 22 日開催）において、ステップ 4 を採用する金融機関における貸付金に関連する手数料の取扱い並びに満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

II. 聞かれた意見

貸付金に関連する手数料の取扱いに関する意見

2. 貸付金に関連する手数料の取扱いについての事務局の提案に賛同する。
3. 履行義務を区分することが困難な手数料の取扱いに関して、結論の背景よりも基準本文に記載することがよいと考える。
4. 結論の背景等に記載する手数料に関して、金融機関等では幅広く業務を行っていることを踏まえ、具体的な記載内容等については、関係者に意見を聞きながらさらなる整理を行っていただきたい。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する意見

（償却原価の償却方法に関する意見）

5. ステップ 4 において満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けるとする事務局の提案に賛同する。

（予想信用損失の測定に関する意見）

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象とすることについて

6. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用

対象とする事務局の提案に賛同する。信用リスクに着目した形で債券の減損に関する考え方を明確化することは会計基準の改善につながると考える。また、現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損に関する30%や50%といった定めは損失認識の感度が低く、国際的な会計基準とのコンバージェンス（整合性）の観点から予想信用損失モデルに移行することは合理性があると考ええる。

7. 時価を用いることなく信用リスクに基づいて測定するモデルを採用することが適切であるとする事務局の分析は妥当であると考ええる。
8. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券への予想信用損失モデルの適用に関しては、金融商品の分類及び測定に関する議論と併せて検討することが適切と考える。
9. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象とすることの利点及び懸念事項を整理したうえで議論することがよいと考える。
10. 満期保有目的の債券を予想信用損失モデルの適用対象とすることに関して、満期保有目的の債券に分類する要件として「信用リスクが高くない」ことが求められている点を踏まえて検討すべきと考える。
11. 債券の時価が簿価を上回っている場合に信用損失を認識するかどうかについて検討すべきと考える。

予想信用損失を算定する実務上の対応等について

12. 予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載するとする事務局の提案に賛同する。
13. 国債などのソブリン債に関して、一般的に国債の金利はリスク・フリー・レートとして取り扱われていることを踏まえると、「発行体の財政悪化や情勢不安といった要因により信用リスクが急速に変化する」という表現は適切でないと考ええる。

その他の意見

14. これまでに提案されたオプションに関連して、ステップ4の複数のオプションを個別に適用することが可能かどうかといった点やステップ4を採用する金融機関等がステップ2の原則的な方法を部分的に採用することが可能かどうかといった点について整理いただきたい。

以 上